

結婚を応援するCOOLな企業のPR事業業務仕様書

1 業務の目的

県内において、企業による結婚支援の取組※の拡大を図るため、「出逢いサポート企業」や「出逢い応援団体」等の中から、優れた取組を行っている企業を掘り起し、冊子、ウェブを活用して紹介することにより、これら企業の取組を広く発信し、県内の企業が安心して結婚支援に取り組める環境整備を進める。

※ 企業による結婚支援の取組

結婚を希望する従業員や地域の方が希望をかなえることができるよう、応援するための取組（取組の一例）

- ・ 若い世代の労働条件や職場環境の充実（若者の雇用確保、賃金の上昇、ワーク・ライフ・バランスの充実等）
- ・ 結婚につながる各種支援制度の充実（結婚・出産退職者の再雇用、個人のライフプランに配慮した人事、子育て関連制度の創出・発展等）
- ・ 結婚を直接支援する制度の充実（結婚式場のあっせん、婚活費用などの結婚支援関係経費の助成、結婚休暇、結婚祝い金等）
- ・ 未婚者を対象とした出逢いの機会等の取組（出逢いイベント、スキルアップセミナーなどの開催、従業員同士の交流イベントの開催等）

2 委託業務の内容

（１） 冊子による情報発信について

県内外の先進事例等の紹介記事や、企業等の参考となるような特集記事などの情報を記載した32ページ程度の冊子を7,000部作成し、県内企業、市町、商工会議所等に対して配布する。なお、県内外の先進事例等については、20事例以上を紹介することとする。

また、取材及び冊子等の作成にあたっては、『『結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する検討会』の提言』（平成28年12月27日）の内容を十分に考慮することとし、個人の結婚の希望を叶えるための取組が、「結婚は必ずした方がよい」「結婚して一人前」といった特定の価値観の押し付けとならないよう配慮した内容とする。

『『結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等取組に関する検討会』の提言』

〈<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/kigyo/pdf/teigen.pdf>〉

① 冊子のタイトル・構成

冊子のタイトル、キャッチフレーズや構成の案を企画提案者から提案するものとし、契約締結後、県との協議の上、決定する。

【構成の一例】

- ・ 県内外の先進事例の紹介
 - ・ 弁護士によるセクハラ対策の解説記事
 - ・ みえ出逢いサポートセンターの取組紹介
 - ・ 市町の取組紹介
- など

② 取材先及び取材スケジュール

取材先については、企画提案者から提案するものとし、契約締結後、県と協議の上、決定する。ただし、県内の先進事例に係る取材先については、契約締結後、県が示した候補の中から、県と協議の上、決定する。なお、取材先の数については、冊子に紹介する事例の数を上回る場合がある。

また、取材スケジュールは、企画提案者から提案するものとする。

【想定される取材先】

●県内外の先進事例

- ・「出逢いサポート企業」や「出逢い応援団体」
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の企業会員 等

●企業による出逢い支援の取組をサポートしている事例

- ・県内の市町や、みえ出逢いサポートセンター

③ 原稿の校正

デザイン、色校正、文字校正を含めて、4回以上校正する機会を設けることとし、初校の原稿については、12月15日（金）までに県に提出するものとする。

(2) ウェブページによる情報発信について

(1) で取材した企業等の取組について、三重県ホームページ内の「みえ子どもスマイルネット」に掲載するため、デジタルデータ（Word若しくはExcel形式とPDF形式）で納品すること。なお、見積金額内で、SNSとの連動など広報効果を高める提案を行うことは自由とする。

3 契約条件

- (1) 委託業務名 結婚を応援するCOOLな企業のPR事業業務
- (2) 委託期間 契約の日から平成30年2月28日（水）まで
- (3) 成果品
- ①冊子：A5版フルカラー（32ページ程度）、7,000部製作し、送付状（原稿データは県から提供）を添えて、以下のとおり納品・配送すること。また、冊子のデジタルデータについても、PDF形式、AI形式及びデジタルブック（flipperUで作成）で納品すること。
- | | |
|----------------------------|--------|
| ・みえ出逢いサポートセンター | 300部 |
| ・県が別途指定する場所に各1部（1,000か所程度） | 1,000部 |
| ・県内29市町に各90部 | 2,610部 |
| ・取材先の企業等20か所に各5部 | 100部 |
| ・県内の商工会議所・商工会52団体に各50部 | 2,600部 |
| ・三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課 | 390部 |
- ②Web：デジタルデータ（Word若しくはExcel形式とPDF形式）をUSBメモリ等の外部記録媒体により、納品すること。
- (4) 成果品の提出期限 平成30年2月28日（水）とする。

4 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において行う。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けた

ことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

11 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課 担当：村島・鈴木

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2070 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp